令和８年度第１回奈良県いじめ対策連絡協議会

１　日　時　令和８年８月３日（月）13時00分～14時30分
２　場　所　奈良経済会館５階　大会議室
３　出席者　【委　　員】11名
　　【事務局等】19名
４　議　事
（１）令和8年度奈良県教育委員会のいじめ防止等の取組について
（２）天理市のいじめ防止の取組について（天理市教育総合センターより）

５　概　要
【会長】
本協議会の目的は、関係機関団体が連携を強化し、いじめ対策に取り組むことである。本協議会では、これまで学校現場での取組及び対策について検討し、各団体方面での取組について、情報共有、意見交換を行ってきた。委員の皆様には、本日ご意見をいただくとともに、本日の内容についてご所属の関係団体における情報共有についても、なにとぞよろしくお願い申し上げる。
はじめに、議題１について、事務局から説明をお願いする。
【事務局】
〔資料１に基づき説明〕
令和８年度奈良県教育委員会のいじめ防止等の取組についてご説明させていただく。
１(1) いじめに関するアンケートについては、令和８年５月８日を基準日として、県統一様式により、県内のすべての学校に実施をお願いしている。教育委員会からはいじめ防止対策推進法に則ったいじめの認知と迅速かつ適切な対応がなされるよう、各校種の生徒指導研究会や郡市単位で実施される生徒指導部会等において、指導助言を行っている。
１(2) こころと生活等に関するアンケートは、客観的かつ多面的・多角的な視点から捉えられるような質問項目を設定し、児童生徒の心の状態を把握し、児童生徒への教育的支援に活用することを目的として実施している。県内全ての児童生徒を対象に、令和８年度においては、前年同様、６月中旬から７月末まで、８月から12月初旬まで、12月末から翌年２月初旬の年３回、各学校が実態に応じて、それぞれの期間内の任意の日に実施する。調査では、心の状態を生きる力、学校適応、心の不安定の３つの側面から捉え、更に自己受容や友達関係、情緒面や身体面などの12の因子に分類し、細かく心の状態を把握するため39問の質問項目を設定している。回答結果はアセスメントツールによって分析され、レーダーチャートや数値となって現れる。昨年度の実施後のアンケートから各学校でこのアンケート結果を児童生徒理解につなげ、ケース会議またはスクールカウンセラー（以下、SC）等との教育相談等の資料として活用されていることがわかった。今後も児童生徒の心の状態を多面的・多角的に把握し、児童生徒が抱えている課題の早期発見や早期対応につなげられるようアンケートの活用について周知していきたいと考えている。
１(3) 人権を確かめ合うアンケートは、資料に記載の目的で、県内の全公立学校の児童生徒すべてを対象に、12月11日の人権を確かめ合う日を基準日とし、各学校において実施する。回答は Google フォームも活用するが、無記名とし、個人のアカウントは記録されないようにする。各学校の回答状況は、管理職に即時または随時閲覧可能とし、各校には、教職員で共通理解をした上で適切な支援や指導につなげて

いただくようにお願いをする予定である。アンケートの 12 月実施の折にはお互いの人権が大切にされていると振り返る機会とするなど、今後もアンケートの活用を通してすべての学校において、児童生徒と教職員等が互いに人権を確かめ合い、人権が尊重されるような安心安全な学校環境づくりを進めていきたいと考えている。

また、本アンケートでは、教職員による児童生徒への性暴力が行われていないかを確認し、被害にあった児童生徒や目撃した児童生徒に対して相談・通報窓口を周知するとともに、いじめやハラスメントがあった場合には、一人で悩まず、学校の先生や家庭などの信頼できる人に相談するよう指導する機会としている。ハラスメントは加害側がそのような意図はなくても受け手側がそのように感じれば成立する側面があることに十分配慮し、いじめやハラスメントはいつどこで惹起してもおかしくはないとの意識をもち、定期的に振り返ることで、より迅速に実態を把握でき、児童生徒への意識づけ、抑止効果にもつながると考えている。アンケート結果は、校長会等の会合や各研修会のほか、各学校への要請訪問等で報告するとともに、ホームページにも掲載する。アンケートの結果を踏まえ、人権尊重の視点に立った学校づくりに役立てていけるような教職員用啓発資料や児童生徒用資料も作成し、活用を周知していく。

奈良県教育委員会ではこの 3 つのアンケートをマルチアンケートとして実施をしている。これらのアンケートで確認されたいじめの認知件数等は、月ごとのいじめ報告や月例報告に計上している。これらの 3 つのアンケートについては、それぞれの目的に応じて実施をしているが、実施方法や時期について関係課室所で連携し、調整検討を重ねている。

続いて、「気づき見守りアプリ」の運用についてである。マルチアンケートと「気づき見守りアプリ」をもとに公立小学校、義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部を対象に奈良県いじめ防止プラットフォームとして運用している。なお、今年度は「気づき見守りアプリ」に蓄積されたデータの活用を検討しており、委員との共同研究に協力していただけるよう、いくつかの市町村に現在説明に伺い、準備を進めているところである。

2　各種教育相談については、電話、来所、メール、SNS による教育相談、居場所での活動を進めている。特に SNS（なら Cocoro ライン）の相談においては、昨年度は 4 月 4 日から土曜日を除く週 6 日を相談日に設定していたが、今年度からは 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで毎日相談できるように相談日を拡充した。

3　教職員の対応力向上については、主に研修会として、県立教育研究所における研修講座、12 月 4 日に毎年開催している生徒転落事象を受けた再発防止の研修を実施している。また、各学校における校内研修や各市町村主催の研修会等に指導主事を派遣している。

4　専門家等による支援の実施について、1 点目の SC の配置については、今年度から全公立学校全てに配置している。２点目のスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）については、35 市町村教育委員会に配置し、市町村独自の SSW を合わせると、県内全ての市町村で SSW を活用していただいている。県立学校については、年 3 回の巡回派遣で対応している。

5　「いじめ防止強化月間」（12 月）の取組について説明する。県教育委員会では、県立高等学校生徒転落事象から 7 年目を迎えた令和 3 年度から毎年 12 月をいじめ防止強化月間と定め、このような事象が二度と起こることがないよう、また事象から得た教訓が決して風化することのないよう取り組むとともに、いじめ防止対策の一層の推進を図っている。

①　人権を確かめ合うアンケートの実施については、先ほど説明があったとおりである。

②「いじめの問題に関する研修会」は、今年度は 12 月 4 日（金）に参集型及びオンライン型のハイブリッド形式で開催する。参集型は、各国公私立学校長を対象に、オンライン型は各市町村教育委員会の生

徒指導担当者、各高等学校等の教育相談担当者及び奈良県 SSW 等を対象に参加していただく。今回は、各学校におけるいじめ問題に対する対応といじめ重大事態の未然防止について効果的な取組及び適切な対応が一層推進されるよう、いじめ問題に関する資質の向上を図ることを目的として実施する。当日は文部科学省初等中等教育局児童生徒課からご講義をいただき、いじめ問題への対応及びいじめ重大事態の未然防止について、さらに深く学ぶ機会にしていきたいと考えている。

③「いじめ防止強化月間」啓発ポスターの作成配布について、今年度で 3 年目となる取組であるが、県内の高等学校等にポスター原画を募集し優秀作品 3 点の選出を 6 月の第一回生徒会連絡会の参加生徒で絞り込んだ。その 3 点から最優秀作品 1 点を決める選出については、各学校の生徒会の協力のもと自校の全生徒による投票を実施した。このことにより、県内すべての高校生がいじめ防止について考える機会をいじめ防止を呼びかけるポスター選びに参加するという形で実現することができた。現在は最優秀作品のポスター化に取り掛かっており、11 月には県内全小中高等学校等や関係機関に配布できる見込みになっている。

④各学校の取組については、資料に記載のとおり、県教育委員会として、未解消事案への組織的な取組、いじめ対策会議の開催、学校いじめ防止基本方針の再確認等について重点的に指示をしているところである。今後もいじめの早期発見、早期対応、学校の組織力強化に加え、児童生徒の主体的な取組によるいじめの未然防止等、幅広く取り組みたいと考えている。

この後、委員の皆様方、それぞれの専門的なお立場からご意見ご質問を賜りたいと考えている。よろしくお願いする。

【A 委員】

3 教職員の対応力向上について、平成 21 年 3 月作成、24 年度作成、29 年度改訂された資料について、今後改訂の予定はあるか。

【事務局】

現在、暴力行為やいじめ、その他の問題行動等の生徒指導に関わる先生方がすぐに使えるようなハンドブック等を作成しているところである。次年度またご説明させていただこうと思っている。

【B 委員】

4 専門家等による支援の実施で、SC の配置〔全公立学校〕とあるが、これは常時配置されているという趣旨か。

【事務局】

常勤という形ではなく、各学校の児童生徒数やその実態に合わせて、月 1 回の学校から週 1 回の配置の学校まで幅をもちながら配置をさせていただいている。

【C 委員】

3 点質問したい。1 点目は、1 (2)こころと生活等に関するアンケートで「客観的なデータで捉える」とあるが、客観性を認めるために、データ間の標準化等をした上で客観的なデータとして捉えているのかどうか。2 点目は、「気付き見守りアプリ」の運用で、ゼロという数値目標を掲げることで、逆向きのインセンティブが働いていないか。3 点目は、5 ④各学校の取組で、学校 Web ページへの掲載等の取組が記載されているが、保護者や子どもたちへの周知がどこまでできていたのか、その辺の見通しについて教えていただきたい。

【事務局】

1 点目については、全校を対象に悉皆で、令和 5 年度から 7 年度まで 3 年間調査を実施し、その中で得られたデータをもとに児童生徒の傾向等をつかんできたということになる。

2 点目については、いじめゼロではなく、「いじめ見逃しゼロ」である。県としても、いじめの認知件数が多いということは、積極的にいじめを認知して対応を進めていると評価している。いじめが重大化しないように、先生方に対しては、しっかりと対応してほしいと話をしており、「いじめ重大事態ゼロ」という目標設定をしている。

【D 委員】

補足させていただく。こころと生活等に関するアンケートは、奈良女子大学におられた伊藤美奈子先生が、データの信頼性・妥当性の確認、尺度構成等もしっかり行われて、実施されていると理解している。ただ、客観性といったときに、その尺度としての信頼性はあるが、子どもたちが本当に思ったところを答えているかどうかは、保証できるものではない。子どもたちの様子が心配だなと先生方が思われて、でもアンケートでは大丈夫と言っているというところが本当に心配なお子さんだと思う。そこは各学校で先生方がただ単にデータだけを見るのではなくて、子どもを見てデータも見て考えてくださっていると思っている。

「気付き見守りアプリ」の方も、「いじめ見逃しゼロ」というところで、気づかないままいきなり重大事態化するということのないようにしたいという思いで、改善等に取り組んでいきたいと思っている。

【E 委員】

学校では教員が生徒に対する「見立て」を行っているが、どうしても見逃してしまう部分はある。その点、このアンケートによって生徒の本音が見えてくることがあり、普段とは違った角度から子どもたちを見るという意味で、非常にありがたい調査であると受け止めている。コロナ禍以降、いじめの件数は増加傾向にあるが、「いじめ見逃しゼロ」を掲げ、教員も敏感に対応している。聞き取りを進める中で、被害を訴えている子がいる一方で、加害側とされる子も「先に相手にやられて嫌だった」と主張することがある。この場合、いじめとしては 2 件の事案が発生したと捉え、1 件 1 件丁寧に対応している。

また、中学校の生徒指導研究会では、学校外でのトラブル対応に苦慮しているという声が出ている。最近の子どもたちは多様な場所でつながっているため、例えば塾やネット上、クラブチームで起こった問題であっても、いじめとして学校の教員が対応しているのが現状である。そのため、他校や県をまたいだ情報共有や連携も行っていかなければならない。学校外で起こったことだから学校には関係ない、とするのではなく、いじめを見逃さず対応していく姿勢を、学校として今後も堅持していかなければならないと考えている。

【会長】

現場でのご苦労がひしひしと伝わってくる発言であったと思う。「こころと生活等に関するアンケート」のレーダーチャートは SC の立場から見ても非常に分かりやすいものになっていると思う。

【F 委員】

1 点目は、高校の PTA 会長をしているが、高校でも SC の相談がかなり多くなってきて、「時間が少ない」という声を子どもだけでなく保護者も含めて聞かせていただいている。今回、少し増やしていただいたということは聞いているが、現時点では昨年度に比べてもかなり多くの相談が来ている状況にあると聞いているので、各学校等への支援の充実を図っていただきたい。

2 点目は、5 ④各学校の取組で「保護者面談等の集中実施」と書かれているが、小学校・中学校で家庭訪問が減ってきているということも実際聞いており、危惧をしている。アンケートだけではなく、家庭訪問等の体制の中で、各家庭、子ども、保護者の状況について、色々なことについて話をして気づける、実際に子どもたちの顔を見て気づけることが重要だと思う。その辺り、現状どうなっているのかについて、お伺いさせていただきたいと思う。

【事務局】
コロナ禍前のように定期的な家庭訪問が、少し減ってきているという声を、私どもも聞かせてはいただいている。従前の取組は継承していきながらも、先生の働き方改革など様々な観点から、進めているところかと思う。今お話いただいたように、やはり顔を合わせてお話をさせていただくことや、保護者の方にも学校の方針をしっかり理解していただくことは必要だと思うので、色々な方法を考えながら進めていきたいと考えている。
【F 委員】
なぜ先程の質問をさせていただいたかというと、少し空気が読めないことで、周りの子どもから別に嫌われているわけではないが、話しかけられないので、いつも一人でいるという子どもが実際にいて、ただ、学校にはその辺りのことがうまく伝わっていない、という話をある保護者から聞かせていただいたことがある。学校の先生が気づかない、保護者や子どもたちの隠れている部分がやはりあると思っているので、この場を借りて話をさせていただいた。
【会長】
SC の配置については、先日某市町村の SC の会議に出たところ、小学校で月 1 回 4 時間しかなく、面談や先生方とのコンサルテーションをする十分な時間がない。県教育委員会が頑張ってくださっていることは、よく理解しているが、ぜひともよろしくお願いしたい。
【G 委員】
1（1）いじめに関するアンケートについて、5 月実施とあるが、本校では 5 月、10 月、2 月の年 3 回実施している。本人がいじめられていると書かなかったとしても、周りの子たちが気づいたことを書いてくれることもあり、いじめの認定までいかなくても、クラスの中で教員の把握しきれていない部分が色々と分かってくることもある。学校現場の感覚では、夏休みが明けた 2 学期の 9 月、10 月あたりにトラブルなどが出やすかったりするので、5 月のアンケート結果をもとに見立てをして取り組みをし、2 学期のアンケートでその同じ子がもう安心している状態かどうかが分かってくる。年 2 回以上することによって、学級や学年の集団の変化や、良くなっている状況などが見えるので、可能であれば、例えば、年度の後半でも 1 回実施することで、いじめの重大化の未然防止に寄与できるかもしれない。
【会長】
貴重なご意見を賜った。その他ご意見があれば、後ほど事務局の方までお届けいただければと思う。
では、議題２に移る。「天理市のいじめ防止の取組」について、天理市教育総合センターより説明していただく。
【天理市教育総合センター】
〔資料 2 に基づき説明〕
はじめに、天理市教育総合センターのご説明をする。当センターは、様々な教育相談、発達相談などの総合支援をしている教育委員会の出先の機関にあたる。その中で、私は所長であるが、もともとは小学校の教員である。主幹は、臨床心理士、カウンセラーである。日頃は学校教育の主管課の課長や指導主事と連携し、様々な取り組みをさせていただいている。
天理市では、いじめ等の学校で起きる様々な課題の解決に向けて、学校だけではなく、元校長・保育園長・幼稚園長、心理士、作業療法士、弁護士、警察 OB 等の専門家とチームを組んで、直接課題の解決に向けて対応する仕組みをとっている。こういった前例はあまりなく、日頃から手探りで進めているところである。それでは、取組の概要を説明させていただく。
「これまでの保護者対応」(1 頁)にあるとおり、いじめを含む様々な事案の対応については、例えば保

護者の方から学校に対していろいろな相談、ご意見、時には苦情があった場合には、まずは担任が対応する。しかし、担任との話でうまくいかない場合には、例えば学年主任、生徒指導主任が出てきたり、そこでも収まらない場合には、管理職、教頭や校長が出てきたりする場合がある。ただ、この対応では、人は入れ替わってはいるものの、同じ視点からの対応になりがちだという反省があった。学校だけで収まらない場合は、教員委員会の方で、様々な専門家の方々にも助言をいただきながら対応をするが、この段階では、その事案自体がこじれてしまっていたり、子ども自身もかなりしんどい状況になっていたりしていた。そこで、子どもたちのためにも、事案の初期段階からこういう専門家チームを組んで多様な視点から取り組んでいく体制を作った。

それが、「子育て応援・相談センターほっとステーション」(2 頁)であり、天理市教育総合センター内に令和 6 年 4 月から設置した。そこには、スーパーヴァイザー（以下、SV）と呼ばれる元校園長が 15 名、全体の活動をコーディネートする職員が 2 名、心理士が 6 名おり、この中でシフトを組みながら、常時 6～7 名のチームで対応している。教育総合センターは相談機関であるのでもともと心理士がおり、この 6 名は日常的には教育相談などを行いつつ、県の SC とも連携を図りながら学校の様々な案件に関わっている。本年度からは、より専門性を強化する目的で、警察 OB の学校危機管理監に入っていただき、作業療法士とも連携を進めているところである。このように、必要に応じて、専門家の方々、市の福祉部門等とも連携をとりながら対応をしている。

周知について、基本的には保護者の方々に通知や地域での説明をさせていただいており、何かあった場合にはほっとステーションにご連絡くださいということでお願いしているが、全ての案件が当センターへ直接来るわけではなく、最近では学校から相談がたくさん来るようになってきている。以上が、ほっとステーションの概要である。

次に、実際にいじめなどの案件が起きた時の動き（3 頁）について説明させていただく。学校の先生は、普段からアンケートなど色々な方法で、子どもたちの様子を見ておられるが、子どもたちの様子が普段とちょっと違うなとか、何か心配だなとか、ちょっと気になる場合には、学校で考えて対応するだけでなく、ほっとステーションに相談の連絡が入る。すると、ほっとステーションの者が学校へ駆けつけて、そこで色々と状況を確認する。あるいは、保護者から直接ほっとステーションの方に相談が入る場合もある。そういった場合には、ほっとステーションから学校に連絡を取って、学校へ直行して色々なことを相談していく。そこで大事になってくるのが、心理士による子どもや保護者の様子の見立てである。「おそらくこんなことが、今、状態として起きているのではないだろうか」、あるいは、「こんなことを保護者は心配されているのではないだろうか」という、専門的な見地から見立てをしてもらう。SV が全体のプランニングを立て、学校と相談をしながら、役割分担をして対応していくことになる。学校の先生は、当然、子どもたち、保護者への対応をしていくが、ほっとステーションからも直接、保護者へ対応していく。可能であれば、保護者対応はほっとステーションが受け持って、できるだけ先生方は子どもたちに集中できる体制を作ろうとしている。連絡をいただいたらすぐに、学校に心理士や SV が出向き、そこで子どもたちの様子を実際に見ながら、見守り、関係作りをしていきながら、相談をするということになっていて、この様々な案件について一件ずつ、市長と教育長の監修の下で対応を行っている。

そして、いじめの本格的な対応（4 頁）に入っていく訳であるが、まず子どもたちの様子であったり、保護者の心配されている様子があったりした場合には、学校とほっとステーションがこういった連携を取り一つのチームになっていく。心理士による専門的な見立てをもとに、子どもや保護者に対応していく中で、学校の先生は子どもたちへの対応に集中し、子どもたちに関わっていく。あるいは必要に応じて、心理士が関われる体制もつくっていく。このように、皆で関わっていくようなチーム編成、共同体制を作

って取り組んでいる。

しかし、解決が難しく、いじめの対応が長くなってくる（5 頁）と、いじめマイスターという専門家の方々にも入っていただく。臨床心理士、弁護士、発達心理士、保護司、警察関係者の方々にも、助言及び現場対応をしていただくような体制を作って対応していく。

さらに、解決が難しく、重大事態になることもある（6 頁）。こうした場合には、早期から重大事態調査に入り、ほっとステーションの弁護士が保護者に直接対応する場合もある。さらに、次の段階として、いじめ重大事態の再調査の場合は、市長部局が重大事態調査に入ることもある。このように、チームで対応するという体制を取っている。

その後、いじめの案件が一旦は収束したとして、事後対応も大事にしている部分である。子どもたちは一旦は落ち着いたようなところがあるかもしれないが、その後の子どもたちの見守り、寄り添いが非常に大事である。例えば、学校長に対しては SV が常に一緒に相談しながら取り組み、体制を整えていく。例えば、被害にあっていた児童生徒たちには、カウンセリングが大事なので、保護者子どもと共に学校の先生も一緒に入り、心理士がカウンセリングをできる体制を整えていく。一方、加害児童生徒に対しても、心理士がカウンセリングできる体制を整えていくことは、非常に大事なことであると思っている。こちらも同様に、教員やほっとステーションのスタッフも一緒になって関わっていくが、指導するだけではなく、子どもたちの心の中から内省を促していくための寄り添い方を、我々は様々なこと考えながら行っている。心理士だけでなく、保護司にも入っていただいて対応したケースもある。

昨今は、加害と被害の区別というのが明確ではなく、どちらの要素もある場合が非常に多い。そういった場合にも双方にこうした専門家と一緒に寄り添いながら、子どもたちの心の中に迫っていく取組を行っている。また、いじめの事案については、定期的に見守りのために先生も一緒に関係者が集まって、状況確認や今後の対応等について相談しながら進めていくとともに、関係した子どもたちへのカウンセリングも様子を見ながらずっと続けていく。

次に、「子ども同士のトラブルへの心理士の対応」（9 頁）について説明する。ほっとステーションでの事案の中では、子ども同士のトラブルとして電話をいただくことが非常に多い。学校から連絡が来る場合も、保護者の方から話がある場合もあるが、一番に考えるのは、いじめられた子のケアである。いじめまでいかなくても嫌な思いをした子のケアというところに、焦点を当てていくことになる。その嫌な思いをした子どもたちの安心・安全を確保するための手立てを学校の先生たちと一緒に考えることになるが、保護者の方からは「最近眠れないです」、「食欲がないんです」といったストレス反応を訴えられる場合もある。保護者は慌てておられることが多いが、保護者の方には、「ストレス反応については、まずは日常を取り戻しましょう」、そして、「継続して一週間かけて見ていきましょう」という説明をさせていただくことで安心を取り戻す、といった心理教育もしている。中には、非常にひどい嫌がらせを受けた子には、トラウマ記憶への対処をする場合もある。こういった心理療法や、長期的な疾患に繋がっている場合には医療との連携を取るということも考える。このように、ほっとステーションの心理士が、まずは被害を受けた被害側の方のケアにも入るし、逆に、加害側の子たちのケアというところも大事にしている。

事案が起こった時に、まずは加害行為をした子に、学校では聞き取りをされると思うが、その聞き取りのところに同席させていただく場合や、聞き取りをしていく上で注意すべきポイントを学校の先生から質問されることもある。よくあるケースは、良くないことをした生徒を呼んで、その子に「そういうことをしたのか」と確認し、それを認めたら、「では謝れ」ということで謝らせて帰らせる。すると、家に帰るとどうなるかというと、「俺も嫌なことされていたんだ」と言って、お母さんに訴えて、「この子もやられていたんですよ」と、お母さんが学校へ言ってくる。加害側からも炎上してきて、事案がぐちゃぐちゃ

になっていくということがある。まずは、聞き取りの段階で、その子が、まずはその行為をしたのか、そして、なぜそういった行為をしたのかということを聞いていくと、必ずこの子たちの思い、動機がある。例えば、朝から怒られて「腹が立っていた」、勉強がうまく進まなくて「むしゃくしゃしていた」、以前にその子に「嫌なことをされた」などである。こういった、その子どもの思いについては、否定されるべきものではなく、まずは傾聴をしていくことが大切である。たくさん話を聞いていくと、その中で、またはその後に、その行為を選んだことについてどう思うかということを問いかけていくと、その行為が「良くなかった」と、大体の子が言う。間違いを自ら認めることができた場合、「どうしたらいいかな」と問いかけ、「謝った方がいい」という言葉が出てくれば、謝罪までもっていける。私たちは、こういった時には、謝罪は一切急がず、しっかりと子どもの中で内省が進んでいることを確認して、謝罪に進んでいく。そのやり取りから、子どもたちを見立てていく中で、加害行為をした子の課題や特性が非常によく見えてくることや、当センターの過去の記録をたどっていくと、発達検査を受けていた記録も出てくることがある。そういった特性を整理し、その特性に応じた支援をしていかなくてはならない。

実際に子どもに関わる中で、子どもたちにどんな力を付けてあげないといけないかと考えたときに、まず想像力というのが非常に弱い。見通しが立たず、「こんなことをしたらどうなるか」というところまで考えずにやってしまう子がたくさんいる気がする。次に、説明する力も弱いので、手が出てしまう、または、細やかなやり取りなしに一気にしてしまうというような形で、コミュニケーション能力の低さが感じられる。また、感情リテラシーという感情を取り扱う力が非常に弱いと感じている。例えば、感情表現が乏しく、「やばい」という言葉がよく使われる。良くないことも「やばい」、嬉しいことも、美味しい、すごい、ということも「やばい」、悲しいことも「やばい」という言葉で、済ませてしまう子もいる。そういう子どもたちに対する話の聞き方として、事実確認だけでなく、その事実を確認しながらどう思ったかということを問いかけていくと、非常に戸惑っている様子も伺えた。そういった感情表現のための力をつけていくために、どういった関わりができるかということを考えている。

このように、加害行為をした子どもたちに関わっていくことは非常に重要であり、その中には保護者の協力を得て、カウンセリングにまでつながり、毎週通ってくる子もいる。しかし、その意欲が高くなりにくい子どもたちが多く、カウンセリングにつながって、2～3 回は来ても、4 回目ぐらいから来ないことも多いので、様々な工夫をしながらやっている。遅刻して来た時には、「よう来たな」と迎えて、また話をしていく。被害を受けた子にはもちろんだが、加害行為をした子どもについても、そういった関わりをしながら丁寧に見ていく。いじめ事案は、その行為がなくなったかどうかが非常に大事であるので、都度、「もうしていないか」と確認をしながら、時間が経っていく中で、子どもたちにもいじめをしていないということを言葉で伝えてあげるといったように、加害行為をした子どもへの支援も行っているのが、ほっとステーションである。

このように、ケース一つ一つについて、例えば、臨床心理士や発達心理士の先生に見ていただくとまたちょっと違う視点からお話をいただける。最近、作業療法士の先生と話をさせていただくことがあるが、脳と体の機能との関係について、「そうだったのか」とか、「あの子がこうなっていたのか」、「こういうことが頭の中や体の中に起きていたのか」ということが分かったりする。警察関係の方、弁護士の先生、その専門家の先生によって、色々な見立てがあるので、子どもの姿、保護者の悩みなども、多面的に見ることができる。多面的に見ていくと、そこから解決の糸口なども見つけていくことができるということで、日々取り組みをしているところである。

学校というのは、今まですごく熱意をもって、長年一生懸命取り組んできたものがあるので、新たな形でやる、学校以外の者も入ってやっていく、という面では、最初は難しいところも実はある。しかし、こ

ういった取組を進めていったり、こういったケースをこなしていったりした結果、市内の先生方から、嬉しい声が聞かれるようになってきている。例えば、「今回の対応は学校だけではできなかった。様々な専門家の方がほっとステーション、教育委員会、学校の先生など、色々な役割を分担したためにこれができた」というご意見をいただいた。また、「子どもの心情、あるいは発達特性、そういったことに対する理解が深まった」、「それを実際の指導に生かすことができて、教室の雰囲気が改善された」というような声も聞いた。また、「保護者の方々もいろいろ悩んでおられるが、保護者の方々が出せなかった本音や抱えておられた背景などについても知ることができた」、「保護者対応に学校だけで対応していると非常に大変だが、そこに同席をしてもらえて、心強かった。学校が言いたいけど言えなかったことを第三者的な立場から言ってもらえて助かった」などの声も聞く。

また、例えば、いじめ案件に係って、「担任を替えてくれ」、あるいは「相手の子に、学校の中で二度と顔合わさないようにしてくれ」という要望をいただくことがよくある。そうした場合、「それはちょっとできません」と言ってしまいがちだが、「それはお子様のために良くないので、それは天理市としてはしません」という形でお返しするようにしている。また、学校の先生からは、「日々の努力を認めてもらって、自信につながった」など、心が折れそうな教員の心の安定が、子どもにとってもいい影響として出てきているというような声もいただいたりしている。

こうした取組を進めていく中で、ほっとステーションの対応件数（いじめ事案を含む）は、令和 6 年度と令和 7 年度で少し減ってきている。その代わり、現場へ SV と心理士が出かけるので、現場の対応回数が非常に増えてきている。現場を訪問して対応したり、見守りであったり、相談体制を強化したりするなどの未然防止的な動きにより、対応件数は減少している。特に案件が起きていなくても「ちょっと様子が心配だから学校に行ってくる」と言って、朝から学校に出かけてくれる。心理士も学校へ行って、教室の中に入り、子どもたちの様子を見させてもらって、後ほど先生と一緒に話をするということを日々やってくれている。

学校の先生方の働き方について、令和 5 年度は平均で一人当たり、34.9 時間/月の時間外勤務があったが、令和 7 年度は 26.7 時間/月までに減ってきており、これも一つの成果であると思っている。また、令和 5 年度には休職された先生が 8 名、退職された先生が 6 名いらっしゃったが、令和 7 年度は減っており、保護者対応の負担によって休まれたり、辞められたりした方は、ゼロとなっている。

最後に、ある SV（元校長）が、退職校長会の会報に寄稿しているので、それを紹介したい。「天理市から保護者の相談に乗ってほしいと声がかかった。最初は戸惑いがあったが、話を聞くうちに、学校と保護者の間に立つ第三の存在の必要性を強く感じた。そして設立から 2 年がたち、最近では学校からの相談も増えてきた。保護者と学校の間に立ち、双方の思いをつなぐことで、問題が穏やかに解決することも多い。教育現場では、教育の多忙化や保護者対応の負担が増し、心身の不調から休職や退職に至るケースも少なくない。その中で、学校とは別の立場から支援できることが多い。退職後もこうして人と関わり、誰かの力になれることに静かな喜びを感じている。」と言ってくれている。まだまだ未完成である。毎日、手探りではあるが、頑張っていきたいと思っている。

【会長】

天理市教育総合センターより素晴らしい取組の発表をいただいた。法の理念である組織的対応がいかに機能するかという事を如実に教えていただいた。

これより意見交換に入るが、はじめに、本日欠席の委員より、感想及び質問をいただいているので紹介する。「組織的対応が素晴らしい」という感想と、「いじめの予防的対応や認知について天理市はどのように取り組まれているのか伺いたい」という質問である。差し支えなければお答え願いたい。

【天理市教育総合センター】
いじめの認知については、法に従って、いじめられたという訴えがあれば、いじめという認知をする。ほっとステーションでは、未然防止の対応として、子ども同士のトラブルをきっかけに学校にも入るし、それ以前から先生方が困り感を感じている子ども、あるいは気になるという段階の子どもでも相談いただければ、現場にすぐに行く。教室の中に入れていただけるのは本当にありがたい話で、子どもを見させてもらって、「こういったところは気をつけてあげたらどうでしょうか」と助言する、もしくは、保護者の方に困り感があるようなら、すぐに「相談の方にも繋げてください」と案内することで、トラブルを未然に引きとっている。最近、小学校低学年で落ち着かない児童が非常に多く出てきているが、どうして落ち着かないのかというところに作業療法士にも入っていただき、「心だけではなく、体の面からのケアをし、体の機能的な部分をしっかり動かしてあげると落ち着く」という助言をした例もある。
【会長】
天理市教育相談センターには長年にわたる教育相談の歴史があり、また、市長の強力なバックアップもあって、この事業が立ち上がっているようである。
では、委員の皆様からご質問ご意見いただきたいと思うが、いかがか。
【G 委員】
3 点質問したい。1 点目は、SV それぞれの教育観、経験知がある中で、チームとしてどのように対応方針を決めておられるのか。また、それは明文化されているのか、それともケースによって判断しないといけないのでその都度協議して決められているのか。2 点目は、SV が対応に入る場合があることについて、保護者の方への周知をどのように行っているのか。学校の先生が対応すると思っていた保護者が、SV に突然会うことになると驚かれるのではと思う。3 点目は、資料 9 ページの子ども同士のトラブルのところで、想像力がない子たちがいじめに関わることが多いというのはその通りだと思うが、そういった子どもたちに必要な力をつけさせる目的で、未然防止のためのソーシャルスキルトレーニング等、何かプログラムとして開発・実施されているものがあるか。以上 3 点について、よろしくお願いする。
【天理市教育総合センター】
1 点目については、基本的には毎日夕方にその日の案件、以前の案件の進捗等、そのケースについての会議を市長参加で行っている。そこで SV がそれぞれ意見を出しながら対応方針を決めていく。案件によって、この SV とこの心理士をセットにして行ってもらえればより良いのではないか、などを考える。例えば、いじめで、双方への対応がある場合には、こちらの側には、この SV と心理士を付け、こちら側にはこの SV と心理士を付けるなどのシフトを検討する場合もある。
2 点目については、ほっとステーションのオープン前に、校長会や学校の先生の代表者への周知・説明、また、各学校、PTA など地域の方々への説明会、小学校区ごとのタウンミーティングなどの機会を通して、天理市としてこういった取組をするというモデル説明をして一定の理解を得ながら、通知文書とポスター・チラシなども配付して周知した。
3 点目について、個々の事案における子どもたちへの支援については、先生とのコンサルテーションの中で、先生方の思いを最大限尊重しつつ、子どもがおかれた立場・状況は様々なので、家庭へのアプローチを含めた、個々への支援が中心になると思う。
【H 委員】
色々工夫されていて、かなり参考になるところもある。先ほどから話題に挙がっているが、子どもたちがやっていること、特に SNS も含めて、広範囲で見えにくい状況がたくさん出てきている。その中で、先生方のセンスというものが必要になってくる。色々な研修を行っている中で、先生方のその感覚を磨くと

いう意味で取り組まれている事例があれば教えていただきたい。

次にいじめの対応というのは、基本的に法に則った対応、法に規定されることが多くある。その意味で、法的な感覚を先生方が身に付けておく必要があるが、どのような研修をされているのか。先生方だけでは対応が難しい状況になり、心理士などの専門家を入れていく必要もあり、やはり組織的な対応としてのチームワークも、学校として対応を苦慮しているところがあるので、非常に参考になると感じた。

【天理市教育総合センター】

私はもともと教員だが、日々、心理士である主幹と一緒に様々な事案に対応している中で、自分が気づかないことを教えてくれる部分が多々ある。例えば、子どもが嘘をつくことは、小学生、中学生でもよくあるが、嘘をつく子に私たちはどうしても「嘘をついてはいけないよ」と指導してしまいがちである。しかし、心理士によると、嘘をつくことは自分自身を他人から認めてもらうための手段である、とのことでる。例えば、わざとオーバーなことを言ったり、教室を飛び出していったりして、先生の注目を引こうとする子どもに対して、「嘘をついてはいけない」と言ってしまうと、この子にはその他の人に自分を認めてもらえるようにするための手段をなくしてしまうことになる。だから、嘘をつかなくていい状況にする、つまり、嘘は誇情表現だと捉えて対応する。

ある子は小さい頃から恐らく何か伝えたかったのだが、伝えても、伝えても、聞いてもらえなかったので、どんどん話を大きくして、誇張していくような表現感覚になった。まずは、「誇張した表現というのはあっても、聞いてあげましょう。ただ、担任の先生が全部を受け止めることはできないので、そこは補助的に SC や、他の先生たちが聞いてあげてほしい」とお願いする。大きいことを言って聞いてもらえたとしても、本当のこと言っても聞いてもらえるということを繰り返すと、普通に言っても聞いてもらえる形に戻っていく、ということを先生方にお伝えしている。

ある新任の先生が、嘘だろうなと思う子どもの発言があっても、それを嘘だろうと言わずに、ひたすら聞き続けていたら、その子が本当に嘘をつかなくなってきたという事例もある。これは一例だが、先生方が、心理士の助言を参考にして実践して、子どもたちにとって良いことにつながったという経験をすることで、子どもを多面的に見ていく必要があるということに気づく、この先生のセンスというものを磨いていくことも大切だと感じている。

教員の法的対応という点については、昨年度、ほっとステーションの専属の顧問弁護士による全教職員向け研修会を数回に分けて実施した。内容は、学校で起きそうな色々な事案に対して、法的にどう解釈し、どう対応したらいいかについて、である。1 回の研修で全てを網羅することはできないが、教員が法的な視点を持つこと、また、例えば、お金で揉めている案件など、専門的な知識が必要な場合は、学校で全てをやろうと思わずに弁護士に任せるということ、などを教えてもらうことができ、非常に心強い思いをした。

【会長】

前者の研修については、現場に入り込んで、OJT の形でやっておられるということである。では、他にご意見があればお伺いする。

【D 委員】

3 点ある。1 点目は、SV の方たちは、お志でしてくださっていると推察されるが、待遇はどのような感じなのか。また、人選はどうされているのか。2 点目は、警察事案にかかるような虞犯レベルあるいは少年法にかかるようなレベルについては、学校としては警察に相談に行きたいが、警察マターにすると書類などが残る可能性もあり、躊躇することも多い。そこで、そのワンクッションを作られているところが、素晴らしいと感じる。3 点目は、この取り組みには、学童保育や保育所等の就学前まで入っている。いじ

め防止対策推進法では就学前は対象に入っていないが、そこまで入れて取り組んでおられるというのが、本当にすばらしいと思う。そこで、就学前の事例について何か紹介いただけるものはあるか、という質問をしたい。

【天理市教育総合センター】

SV については、会計年度任用職員として、無理をお願いして来ていただいている。一人ずつ勤務日、勤務時間は違うが、それぞれの都合に合わせて、シフトで入っていただく形でお願いしている。人選については、例えば、この方にお願いしたいということで教育長が直々に、退職されて畑仕事をされているところに直接お願いしに行き、学校の後輩たちのためにという思いで引き受けてくださっていたりする。今年度は、警察関係では元警察署長に入っていただいているのも、非常にありがたい。関係機関にどうつないでいくか、そのノウハウや、人の繋がりも併せてもっておられる。特に、虐待案件など、学校だけでの対応では判断に非常に迷うところがあるが、こうやって間に入っていただくことで、専門機関にもつなぎやすくなる。

就学前の事例では、例えば他の子に叩かれたという保育所のお子さんの保護者が怒ってこられた場合、その叩いた子に発達の偏りが非常に強くあり、そのケアをしっかりやっていくことを説明すると、保護者が落ち着いて安心してくださるということがある。このように、親の不安が非常に高いケースでは、しっかりと親の不安に寄り添い、丁寧に聞くことが大切である。また、特徴的なこととしては、親のバイオリズムが事案に大きく関係していて、きょうだいがいる保育所と小学校で同時に事案が発生するということがよくある。それを小学校と保育所が共通理解して、それぞれが間に入り、「今こういう状態なので落ち着いてきたら、話をしましょう」というような対応をしている。

中学校で起きる案件では、関係するお子さんが、例えば小さい時に、当センターで発達相談にかかっていたケースが少なくない。事案が起きている部分だけではなく、長い成長の段階の中で、以前の対応等を含めて見ていくような取組が大事だと思っている。

【会長】

時間もおしているので、以降については、事務局または直接、天理市に色々聞いていただければと思う。

法の精神にある組織的対応を見事に具現化した素晴らしい取組をご発表くださった。奈良県内市町村には実は国から視察に来るような取組がいくつもあるが、なかなか他の市町村と意見交換が進まないという現状がある。今回、好事例を出していただいたが、天理市だからできるではなく、他の市町村でも広めていけるよう、関係諸団体の力を合わせて取り組んでいけたらと思う。以上、本日の私からのまとめとさせていただく。議事についてはこれで終了する。

以上